

(新) 指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業
15百万円(0百万円)

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の概要

石綿健康被害救済制度では、石綿肺・良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚といった非腫瘍性石綿関連疾患（以下、「石綿肺等」という。）については、法の附帯決議や中環審答申において、その取扱いを検討することとされている。また、平成20年6月に成立した改正救済法の検討過程においても、早急な指定疾病の見直しの必要性について議論がなされ、その検討に必要な知見を緊急に収集する必要がある。

指定疾病の見直しに当たり、これまで職業性ばく露によつての発症しか知られていない石綿肺等について、当該疾病と診断された者の事例を収集し、過去の石綿ばく露状況及びそれに関する客観的資料、画像所見、病理所見、自覚症状及び他覚症状の程度、臨床経過や予後等の医学的情報及びそれらの相関について解析を行う。

また、客観的な石綿ばく露評価に不可欠である石綿小体等計測技術の普及のための実務者講習会等を実施する。

2. 事業計画

区 分	21	22	23～ (*)
指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業		→	-----→

* 平成22年度末までに行われる制度見直しを踏まえ、予算の見直しを実施。

3. 施策の効果

石綿肺等の医学的情報を収集・整理・解析し、中皮腫や肺がんと比較した際の重症度や石綿ばく露レベルの客観的評価方法など、指定疾病の見直しにあたっての課題の整理を行うことにより、実態に即した本制度の見直しに資する。

指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業

(背景) 法の附帯決議、中環審答申(平成18年3月)
「必要に応じて指定疾病を追加」

改正救済法(平成20年6月成立)の検討過程
与党PT「石綿肺に関し、被害の実態や医学的知見に関する調査について早急に結論を得るよう努めるとともに、救済の在り方について検討を進めること」

石綿
関連
疾患

・中皮腫 } 救済法の
・肺がん } 指定疾病

・石綿肺
・良性石綿胸水
・びまん性胸膜肥厚

石綿肺について
検討すべき課題

石綿肺の臨床像に関する
実態把握
他の原因による肺線維症
との鑑別方法
中皮腫等と同等といえる
重症度の評価方法

石綿ばく露歴の客観的
かつ非侵襲的な証明方法

事例調査

石綿肺等と診断された事例を
全国規模で収集

各事例の医学的情報を収集・解析

- * ばく露歴、画像所見、病理所見、
自覚・他覚症状、臨床経過等
- * 生存者へのヒアリング
- * 剖検例の石綿小体等計測



石綿小体等計測技術に関する普及啓発

各種検体を用いた
計測技術の講習会開催



指定疾病追加の検討

(追加される場合)
認定基準等の検討